

# 神奈川県クラブユースサッカー連盟規約

## 第1章 総則

第1条 この連盟は、神奈川県クラブユースサッカー連盟（以下、本連盟という）と称する。

第2条 本連盟の事務局は理事長の指定の場所に置く。

（綾瀬市深谷39944-1）

## 第2章 目的

第3条 本連盟は、神奈川県サッカー協会及び日本クラブユースサッカー連盟の指導のもとに、神奈川県のユース（4月1日生まれまでの18才以下-以下Under-18と呼ぶ）を総括し、クラブユース（Under-18）サッカーの強化・育成・普及・進行を図るとともに、加盟チーム相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本連盟は、第3条の目的達成のために、下記の事業を行う。

1. クラブユース（Under-18）の大会を開催する。
2. クラブユース（Under-18）の組織の育成に関すること。
3. クラブユース（Under-18）の強化・育成・普及に関する各行事・催物を開催する。
4. クラブユース（Under-18）の情報の収集・及び関係機関への情報提供。
5. クラブユース（Under-18）に関する正式記録の作成及び保存に関すること。
6. その他前条の目的を達成するのに必要な事業を開催する。

## 第4章 組織

第5条 本連盟は、日本サッカー協会の第2種加盟登録した神奈川県内に所在するクラブチームで組織する。

- 2 本連盟の加盟チームは、第3条の目的達成のための必要な条件を備えたチームであり、なおかつ日本クラブユースサッカー連盟の規約に則ったチームでなければならない。

## 第5章 役員

第6条 本連盟には次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 1名
3. 理事 若干名
4. 常議員 加盟チームの代表1名 及び協会関係者、学識経験者若干名

第7条 理事長は、理事の推薦により選出され、本連盟総会の承認を経て業務を統括する。

第8条 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時はその業務を代行する。

第9条 理事は総会によって選出され、理事長の指示に従い、日常業務を処理する。

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 本連盟は、連盟の推薦により、顧問、参与を置くことができる。

## 第6章 会議

第12条 理事会は、理事長、副理事長、理事で構成し、次の事項を議決する。

1. 役員の推挙及び選出
2. 事業計画
3. 予算及び決算
4. 本規約の改廃
5. その他本連盟の業務に関する重要事項

第13条 総会は、理事長、副理事長、理事、常議員で構成し、次の事項を審議する。

1. 役員の承認
2. 事業計画
3. 予算及び決算
4. 本規約の改廃
5. その他本連盟の業務に関する重要事項

第14条 理事長は、必要に応じて理事会を開催することができる。

第15条 総会は、年1回理事長が召集する。但し、理事長が必要と認めたとき、又は、3分の1以上の加盟チームの代表者が会議開催の理由を指示して請求した時は、理事長は臨時に総会を召集しなければならない。

第16条 理事会及び総会は、それぞれ定数の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。但し出席できない場合、委任状によって代理人を指名し、評決を委任することができる。

第17条 理事会及び議会の議事は出席者の過半数をもって決する。

## 第7章 会計

第18条 本連盟の運営費は、次に掲げるものをもって支弁する。

1. 会費
2. 事業収入
3. 寄付金
4. その他の収入

第19条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 附則

第20条 本連盟は、4分の3以上の加盟チームの代表者の同意を得なければこれを解散することができない。

第21条 本規約に基づく本連盟の運営は、別に定める細則によるものとし、本連盟の議決によらない限り改廃することはできない。

第22条 本規約は平成7年7月1日から施行する。

(平成16年3月17日改定)

(平成17年3月24日改定)

(平成19年3月27日改定)

# 神奈川県クラブユースサッカー連盟 細則

1. 本規約第5条の条件を有しながら、本連盟に加盟しないチームは、日本サッカー協会、神奈川県サッカー協会、日本クラブユースサッカー連盟及び本連盟が主催する公式戦に出場できない。
2. 本連盟の加盟チームに対し、本連盟が必要と認めた場合は、クラブ規約の提出を義務付ける場合もある。
3. 本連盟の加盟チームの選手登録については、日本サッカー協会の規定にならうものとする。
4. 本連盟に加盟登録したチームの選手は、他のクラブ及び学校のサッカー部に登録できない。二重登録が発覚した場合は、理事会にて協議し、裁定する。
5. 本連盟に加盟登録したチームの選手の移籍については、日本サッカー協会の規定によるものとする。
6. 本連盟に加盟登録したチームは、別に定める会費を本連盟に納入しなければならない。また、大会ごとに参加費を別に徴収するものとする。